



## 平成28年1月より マイナンバー制度が始まります<sup>(5)</sup>



たかはし労務コンサルタント事務所  
社会保険労務士 所長 高橋 真悟

前回はマイナンバーの取得方法について考えてみました。今回はマイナンバーの取得時期について考えてみましょう。

マイナンバーの取得時期は行政への手続き等で必要になつた際に取得していくことが原則となります。が、雇用関係など契約が成立した時点でマイナンバーを必要とする手続きが予想される場合は、雇用契約時点でマイナンバーの提供を求めることが可能となります。雇用関係が成立していなければ、短時間労働者で雇用保険や健康保険の被保険者に該当しない場合であつても源泉徴収票の作成事務が

が必要な手続きが明らかに発生しない場合は提供を求めるることはできません。契約締結時にマイナンバーが必要になる可能性があるとして取得し、後に不要であることが明らかになつた場合は速やかに廃棄や削除をしなければなりません。

マイナンバーの提供を受けるということは適切な管理が必要になるということです。また、漏えい等のリスクも発生するため、契約成立時に提供を求めるかは慎重に判断しましよう。

### マイナンバー制度対応支援

#### 初期総合コンサルティング

対応策の検討はお済みですか?  
その対応策は十分ですか?  
逆に行きすぎではありませんか?

マイナンバー制度対応支援コンサルタントが企業をご訪問し、企業の状況に合った対応策の構築をアドバイスいたします。

●マイナンバー制度対応支援コンサルタント  
たかはし労務コンサルタント事務所 所長  
社会保険労務士 高橋 真悟 氏

●費用 3時間 50,000円(税別)

— お問い合わせ先・お申し込み先 —  
当協会総合受付(☎052-961-1666)

が必要になります。平成28年1月以降に離職票を作成する場合はマイナンバーの記入が必要になりますので、退職する従業員からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

マイナンバーの通知が始まる10月はもう目の前です。自社の安全管理措置の検討とあわせて、すでに雇用関係のある従業員からマイナンバーを取得する方法やスケジュールも検討し、取得漏れのないように準備をします。

ないでしょうか。

もちろんマイナンバー

雇用関係であれば、短時間労働者で雇用保険や健康保険の被保険者に該当しない場合であつても源泉徴収票の作成事務が